

総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織（2014年度）

1) 広島大学総合博物館規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合博物館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

（組織）

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 館長は、学術室センター等推進部門（以下「推進部門」という。）の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 総合博物館の専任教員は、役員会の議を経て、学長が任命する。

第6条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第7条 調査員は、本学の教員をもって充てる。

2 調査員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

(部門)

第8条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第9条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 館長

(2) 部門長

(3) 総合博物館の専任教員

(4) 大学院総合科学研究科、大学院文学研究科、大学院教育学研究科、大学院社会科学研究科、大学院理学研究科、大学院先端物質科学研究科、大学院保健学研究科、大学院生物圏科学研究科、大学院医歯薬学総合研究科、大学院国際協力研究科、大学院法務研究科及び大学院工学研究院が、それ

それぞれの教授又は准教授のうちから推薦する者 1 人

(5) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 4 号及び第 5 号の委員の再任は、妨げない。

第 11 条 運営委員会は、総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

(1) 管理運営の基本方針(教員人事・予算の原案作成等を含む。)に関する事

(2) 事業計画に関する事

(3) その他総合博物館の運営に関する事

第 12 条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 13 条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 14 条 運営委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(運営支援)

第 15 条 総合博物館の運営支援は、財務・総務室施設企画グループの協力を得て、学術室学術推進グループにおいて行う。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総合博物館が定める。

附 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 総合博物館は、平成 28 年 3 月 31 日まで存続するものとし、平成 27 年度までにその存続の見直しを行う。

3 広島大学総合地誌研究資料センター規則（平成16年4月1日規則第47号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月13日規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日規則第39号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第126号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第66号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日規則第83号）

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

2 広島大学埋蔵文化財調査室要項（平成16年4月1日学長決裁）は、廃止する。

2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項

（趣旨）

第1条 この要項は、広島大学総合博物館規則（平成18年3月31日規則第78号）第14条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

（組織）

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 総合博物館長

(2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長

(3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者

(4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人

(5) 副理事（財務企画担当）

(6) 副理事（施設企画担当）

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号の委員の再任は妨げない。

（会議）

第4条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第5条 専門委員会は、必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第6条 専門委員会の事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

3) 専門委員会委員

委員長

藤野次史（総合博物館教授） 2011年11月1日～

委員

岡橋秀典（総合博物館館長） 2011年11月1日～

佐竹 昭（大学院総合科学研究科教授） 2011年11月1日～

西別府元日（大学院文学研究科教授） 2011年11月1日～

古瀬清秀（大学院文学研究科教授） 2011年11月1日～

三浦正幸（大学院文学研究科教授）	2011年4月1日～
熊原康博（大学院教育学研究科准教授）	2013年11月1日～
星野健一（大学院理学研究科准教授）	2011年11月1日～
羽田誠一（財務・総務室財務・総務企画担当副理事）	
	2014年4月1日～
小谷隆男（財務・総務室施設企画担当副理事）	
	2013年4月1日～

4) 組織

部門長（併任）

藤野次史（総合博物館教授）	2011年7月1日～
---------------	------------

調査部門員

石丸恵利子（総合博物館研究員）	2014年4月1日～
大近美穂（総合博物館教育研究補助職員）	2014年5月15日～
西口祐子（総合博物館契約技能職員）	2012年5月1日～